

主 論 文 要 旨

No.1

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	原科 颯
主 論 文 題 名：				
立憲君主制の形成——明治国家形成期の天皇と政治——				
(内容の要旨)				
近年、日本やイギリスで君主の代替わりが生じたことを契機に、現代社会において（立憲）君主制の果たす役割が世界的な関心を集めているが、政治学の立場からする立憲君主制研究は世界的にみても少なく、今日その社会的・学問的要請は高まりつつあるといえる。かかる基底的な問題関心のもと、本論文は明治国家形成期、特に伊藤博文の滞欧憲法調査（1882～1883 年）から初期議会期（1890～1894 年）までの約 10 年間ににおいて近代日本の立憲君主制が形成される過程を明らかにするものである。 まず、本論文では、立憲君主制を、「君主（天皇）の政治的権能が憲法によって制限されるとともに（①）、王室（皇室）が国民統合機能を有する（②）君主制」（ここでいう「王室（皇室）」とは君主（天皇）および王族（皇族）の総称）と定義したうえで、さらに、①を（ア）内閣（行政府）による君主の政治的権能の制限、（イ）議会（立法府）による君主の政治的権能の制限の 2 点から、②を（A）宮中による政治関与の否定・制限、（B）宮中の政治利用の否定の 2 点からそれぞれ把握した。また、近代日本の立憲君主制は、大日本帝国憲法（以下、明治憲法または憲法）の制定によって制度的な完成をみるが、それが実際に作動する過程を少なくとも初期議会期まで追跡することによってはじめて、その形成過程の全貌を解明しうると考えられることから、本論文では明治憲法の制定時点ではなく、初期議会期までを検討対象時期として設定する。 近代日本の立憲君主制の形成過程を扱った先行研究は、立憲君主制の上記定義でいえば、①については伊藤博文や明治天皇の政治行動を相当程度明らかにしたものの、その歴史叙述は中心となる政治主体の権力的動機を主たる説明要因としている点（ア）、非議会立法としての緊急勅令（君主大権に基づく議会閉会中の例外的な立法）を帝国議会が審査する過程を閑却している点（イ）などに、また②については、皇室の国民統合機能が十全に発揮されうる前提条件としての、宮中と政治（政府・議会）の関係における相互不干渉性をめぐって一面的な理解にとどまっている点にそれぞれ限界を内包している。このような先行研究の課題を克服すべく、本論文では、①政治史研究と制度史研究の架橋、②伊藤と政治的に競合したアクターの再検討という 2 点の分析手法を採用する。				

以上を踏まえ、第一章では、公家華族の雄とされた柳原前光が 1880 年から 1883 年まで駐露公使を務め、滞欧憲法調査中の伊藤とも協議を重ねつつ、ヨーロッパ帝室制度の調査と独自の皇室制度論の構築、またその全方位的な献策活動を展開していく過程を検討した。柳原の皇室制度論とは、①皇室の国民統合機能の強化（御料地の設定）、②民選議院や政府からの宮中の自律性の確保（皇室財政の整備、宮内省の権限強化、元老院の人的強化）という二つの骨子からなるもので、それは②によって宮中を非政治領域として設定しつつ、①によって政治の安定化を図ろうとする秩序構想でもあった。

第二章では、滞欧憲法調査から帰国した伊藤が参議／首相や宮内卿／宮相として、憲法・（明治）皇室典範（以下、典範）制定に至るまで、宮中改革と天皇の立憲君主化に向けた様々な施策を推進していく過程を検討した。その政治指導とは、宮中と政治とが原則として相互に不干渉となりうるような法的環境・政治的合意の形成（具体的には宮内官・天皇による政治関与の否定・制限、宮中の自律性の確保）を図り、かつ皇室の国民統合機能を強化するものであった。また、天皇の立憲君主化に取り組むなかで、伊藤は明治天皇の恣意的・不可測的な政治行動に天皇親政運動（1877～1878 年）以来再び焦慮を深めることとなったが、それを倦まず規律し続けることで明治天皇に立憲君主としての意識を定着させることによりかなりの程度成功したのだった。

第三章では、憲法と双璧をなす基本法典とされた典範の制定過程において、従来等閑視されてきた元老院議官の関与に着目した上で、反政府運動としての性格を併せもつ元老院改革を背景に、立憲君主制に占める上院の位置づけをめぐる伊藤と議官らとの間に重大な相剋が生じる様を明らかにした。典範草案は当初、柳原や尾崎三良など三条実美を人脈的結節点とする元老院議官によって作成されたが、それらは元老院の権限強化という行動志向や、皇室に対する能動的な輔弼を前提とする上院構想に由来した。一方、制定を主導した伊藤は、皇室の政治からの独立性を担保すべく草案中の元老院関係規定をほぼ全て削除する。結果、柳原ら議官の上院構想は、上院化を最終目標とした元老院強化の試みとともに蹉跌を来たこととなった。

第四章では、明治憲法の制定に際し、憲法起草者がイギリス立憲君主制の諸相をイギリス人法律顧問ピゴットの答議などをもとに検討する過程を明らかにした。1887 年から翌年にかけて、在野では大隈重信の去就への注目と相まって議院内閣制導入への期待が昂進するなか、伊藤にもイギリス憲法の導入可能性を精査する意図が存在し、かかる目的のためピゴットが招聘された。結果、制定された憲法（および『憲法義解』）は大臣助言制についてはイギリスの学説を摂取するところがあったものの、大臣の対議会責任、議院内閣制・連帯責任制、緊急勅令の免責法による合法化といったイギリス立憲君主制

の議会主義的側面、また「君臨すれども統治せず」の理念については概して否定する。ただし、このようなイギリス立憲君主制への参照は、起草者が奉じる各々の立憲主義の齟齬を改めて浮き彫りにすることとなった。すなわち、緊急勅令の発出にかかわる大臣の政治責任は議会で問われるべきか否かという点で、政党内閣・議院内閣制に対するスタンスの差異とも相応して、伊藤と井上毅との間には埋めがたい認識の乖離があった。

第五章では、主として初期議会期に展開された緊急勅令の運用過程とそれがもたらした議会政治との相剋を、同時期の藩閥—政党間対立との連関を踏まえて検討した。緊急勅令の初例となった明治24（1891）年勅令第46号は、第2・3議会において政党勢力による政府追及の一大争点となったが、民党の筆頭たる自由党・立憲改進黨は、同勅令は当時不要だったとして不承諾を主張し、かつ責任内閣論に基づき同勅令の発出は大臣の引責辞職に値するとした。しかしながら、少なくとも自由党の不承諾論は、松方正義の首相辞職を終局目標とするほどに権力的動機を胚胎するものであった。結果、同勅令は第3議会で不承諾に決し、第一次松方内閣の信任問題にまで発展する。かかる藩閥政府の辛酸は、のちに日清戦争下、廃止緊急勅令（以前の緊急勅令を廃止するための緊急勅令）の発出と緊急勅令の議会不提出という新たな運用を導く。このように初期緊急勅令は、藩閥と政党の熾烈な政治対立の一角を形成するとともに、緊急勅令の議会審議を回避しうる憲法運用を生み出すことで、行政権優位の立憲君主制を準備したといえる。

以上の各章は、近代日本の立憲君主制が次のようなものとして形成されたことを示唆する。すなわち、立憲君主制の上記定義に従えば、まず①天皇の政治的権能の制限に関して、（ア）内閣による制限は大臣助言制の確立などに向けた各種施策を通じて進展し、（イ）議会による制限は、議会開設後、多くの先行研究が明らかにしてきた予算審議権・立法協賛権に加え、緊急勅令に関する事後審査権の設定（憲法制定）とその行使によって実現をみた。また②皇室の国民統合機能に関しては、（A）宮中による政治関与の否定・制限は天皇の立憲君主化などによって、（B）宮中の政治利用の否定は宮中改革や典範制定によってそれぞれ進展した。要するに、宮中による政治関与と宮中の政治利用はいずれも否定（ないし制限）されていく過程をたどり、明治国家形成を経て、宮中と政治（政府・議会）は相互不干渉を原則とする関係を取り結ぶこととなったのである。

かかる宮中と政治の関係整備は明治国家形成期、一貫して伊藤の主導下であり、その立憲君主制構想は宮中の政治的活性化に直面した明治初期の経験やシュタイン講義によって多く培われたが、決してそれらのみで自足的に成立した訳ではなく、柳原の皇室制度論によって嚮導され、一方で、鍋島直彬の「侍補」再設置論や元老院議員の上院構想、また大隈ら改進黨勢力の議院内閣制論を超克したものでもあったのである。